

35/100

第1. 設問1 21/45

1. 妊娠・出産に必要と理由に収容し、強制出国をせよする方法(以下法とす)18条1項、15条8号、23条1項/は、Bの日本に於ける妊娠・出産についての自己決定権を侵害し違憲とす(①とす)
また、警備官限りの判断で、強制処分への入の書面を要する
必要と収容を要とす点で、法18条1項は、令状主義を定めた憲法33条Aの適正手続を伴う憲法(以下略列)/31条に反す(②とす)

2. ①について、

(1). 妊娠・出産についての自己決定権には伴う権利という明文上の規定は憲法にはない。も、23条は生命・自由及び幸福追求の自由に関する権利を伴う。同条は、14条以下の個別規定とは補脱しえない人権に)は伴う権利を伴う規定として具体的権利性を有する。ただし、あう権利・自由については憲法上の権利として認められ、人権のインテグリティを損なうとす。よ、人格的生存に不可欠の権利に)は、同条は幸福追求権の一内容として伴う権利と解すべきとす。

よ、妊娠・出産にか)は決定するは種々の生命の誕生とい)人格的生存に不可欠といふ。し、から、23条により伴う権利とす。

~~(2) 妊娠・出産に必要と理由に収容し、強制出国をせよ~~

は、外国人とす、人権の前身国家的性質Aの国際

第
問

①③
6
6



④ 2

61

⑦-⑨

⑩ 2

11 12

 $\frac{1}{4}$

第

問

い。なぜなら、たとえ、やむを得ないとして、出産に際し危険と認められる期間に入るとは、その程度に作業が可能といふ、労働力の円滑な供給という国益を害するからである。したがってにもかかわらず、やむを得ないことをもって労働者を出産と認めるとする、~~労働者~~ 労働者として認めれば、日本へ労働力の不足に事となる人がいふに限り、かえって国益を害成を困難にするといふ。

(したがって、同法は違憲である。

3. (2) について。

(1) 今般義(31条)及び適正手続(31条)は、刑事手続のみならず行政手続にも及ぶと解されるべきである。行政手続という理由付けによりその保障が及ばないとするといふのは、

それ、身柄の拘束等に際してはこれらの権利は、日本国民のみならず、捕らえられた外国人にも保障される。

(2) 治安維持法に於ける書面を要せず、警備官限りの判断で直ちに外国人の身柄を拘束する点に於ては、法の下の権限を強度に制限している。

(3) (したがって、同法は違憲である。

第2. 前記) 2. 14/55

1. (1) について。

(1) 国の反論。

やむを得ない、出産についての自己決定権は憲法上保障される。

（第 問）

仮に伴障士とすれば、重要ではない。

また、仮に伴障士とすれば、~~年間の半数は日本に~~ 自国への
出産が可能であるから、出生率を早めることも可能で、その
制約の程度は小さい。

したがって、同法は違憲とはいえない。

(2) 自身の見解。

ア、中絶と出生率についての自己決定権については、憲法上

伴障士としない原告に同意する。また、その重要性について
も、人格の存在の核と見なす部分について生命に
関するものであるから、非常に重要と見なす。

イ、制約の程度に依りて、原告と同様に解する。

ウ、上記、合憲性の判断材料について、原告の主張する自国への
必要不可欠な、その手段が自国達成のために必要最小限と
いえるかを判断すべきと解する。

エ、その上で、労働力の円滑な供給を実現し、もし国民生活
の安定と社会経済の発展に資するという目的から
経産省の少子高齢化が進む日本において労働力不足を回避
し、経済成長を早めようとする必要不可欠といえる。

その手段として、入管法に依りて緩やかな要件で入国を
認めただから、受け入れた外国人に問題がある場
合には迅速に出国せよと我が国の秩序を守り
国民の安心を得るために必要と考へ、強制出国もやむ
ないとする政府の方針も合理性に乏しいと判断する。

(第 問)

$$2 \quad \textcircled{2} \quad 12342$$

今状全表、適正手続と保障は升國人に對し β にても及ぶが、
刑事手続に關しのみならず、行政手続に對し本邦に在る A に對し
い。

(2) 自身の見解.

本邦に、演習場には42客、多出国土地に26、侵害土地の16、
424/5、出産に17、2-27 ~~は~~ とみよに225かには
自己決定権をとり、非常に重要といふ。

5

22 4

232

問